

## 上下水道料金の現状と課題

本町の水道料金は下記に示すとおり、昭和60年4月に改定を行って以降、内税方式を採用し平成元年4月に消費税法成立に伴う消費税導入（3%）に伴う水道料金改定、平成9年4月に消費税法改正（3%→5%）に伴う水道料金改定、平成19年4月に経営の改善を図る目的で抜本的な料金改定(10%)を行った以降、平成26年4月の消費税法改正(5%→8%)に伴う水道料金改定、令和元年10月の消費税法改正(8%→10%)に伴う水道料金改定は行なっておらず据え置きにしたことにより実質水道料金は減額となっていました。

令和2年度に審議会から答申を受け、令和3年4月1日から消費税率を現行の（10%）へ引き上げと外税方式へ改正し現在に至っております。

下水道料金については平成11年4月に水道料金の約7割の下水道料金で創設して以降、水道料金と同様に改定を行っています。

令和6年度から簡易水道事業と農業集落排水事業は地方公営企業法の適用を受ける公営企業会計に移行しました。

本来すべて料金収入で賄うべきとした収益的支出のうち営業費用（人件費、修繕費、減価償却費）と資本費用（支払利息、資産維持費）は、5年毎の各浄水場ろ過砂洗浄作業や、漏水修繕など年度によって多少のばらつきがありますが人件費(労務単価)の上昇により増加の傾向にあります。

一方で、給水人口の減に伴う年間有収水量の減少が見込まれるため、料金収入は減少の傾向にあるため、収入と支出のバランスが悪くなり料金収入で不足する収入は一般会計からの多額の補助金、出資金によって補てんしています。

簡易水道事業の令和6年度決算では、収益的支出のうち営業費用（人件費、修繕費、減価償却費）と資本費用（支払利息、資産維持費）の合計は、250,985千円であり、料金収入の合計は、39,683千円であるため、211,302千円不足（図-1）であり、本来料金収入のみで賄うためには、現行料金の約6.3倍の料金収入が必要になりますが、現実的にここまでの値上げは困難です。

農業集落排水事業の令和6年度決算では、収益的支出のうち営業費用（人件費、修繕費、減価償却費）と資本費用（支払利息、資産維持費）の合計は、126,756千円であり、料金収入の合計は、17,072千円であるため、109,648千円不足（図-2）であり、本来料金収入のみで賄うためには、現行料金の約7.4倍の料金収入が必要になりますが、現実的にここまでの値上げは困難です。

簡易水道事業の減価償却費を除いた収益的支出に対する料金収入の推移を比較すると（図-3）

平成28年度の決算では、収益的支出の合計は、70,982千円、料金収入の合計は、47,392千円であり、約66.7%を賄っています。

令和元年度の決算では、収益的支出の合計は、68,805千円、料金収入の合計は、43,427千円であり、約63.1%を賄っています。

令和 6 年度決算で収益的支出の合計は 80,832 千円、料金収入の合計は、39,683 千円であり、約 49.1%を賅っています。

農業集落排水事業の減価償却費を除いた収益的支出に対する料金収入の推移を比較すると（図-4）

平成 28 年度の決算では、収益的支出の合計は、59,637 千円、料金収入の合計は、19,754 千円であり、約 33.1%を賅っています。

令和元年度の決算では、収益的支出の合計は、62,584 千円、料金収入の合計は、18,930 千円であり、約 30.2%を賅っています。

令和 6 年度決算で収益的支出の営業費用から減価償却費を除いた合計は 65,600 千円、料金収入の合計は、17,072 千円であり、約 26.0%を賅っています。

人口減による料金収入の減少や労務単価上昇による維持管理費の増加などにより、年々繰入金が増加する傾向にあります。

簡易水道事業における令和 6 年度の収益的支出から減価償却費等を除いた現金支出は 80,832 千円であり、料金収入 39,683 千円と国が定める地方公営企業繰出金の基準による基準内繰出金 36,011 千円を合わせても 5,138 千円の不足が生じています。この不足額を料金収入で回収するためには約 13%程度値上げする必要があります。

（図-5）

農業集落排水事業における令和 6 年度の収益的支出から減価償却費等を除いた現金支出は 65,600 千円であり、料金収入 17,072 千円と国が定める地方公営企業繰出金の基準による基準内繰出金 30,105 千円を合わせても 18,423 千円の不足が生じています。この不足額を料金収入で回収するためには約 108%程度値上げする必要があります。（図-6）

中川町内には、4 つの浄水場（中川浄水場、国府中央浄水場、佐久浄水場、安平志内浄水場）と延 133.8km の管路により、琴平、中川二、歌内の一部を除いた町内全域に水道を供給しています。人口一人当たりで換算すると R6 管路管理延長 133.8km / R6 給水人口 1,233 人=108.5m / 人であり他の自治体と比較しても 1 人当たりの負担延長が長くなっています。

令和 7 年度には、共和地区の居住者がゼロになるなど人口減少が進んでいます。共和から豊里まで水を供給している安平志内浄水場は、年間の施設維持管理費用が 1 千万円を超えていることから、安平志内浄水場を廃止し、佐久浄水場から新たにポンプ設備を設けて居住している最南端の安川地区まで水を送ることによりランニングコストを縮減するなど早急な検討が必要になっています。

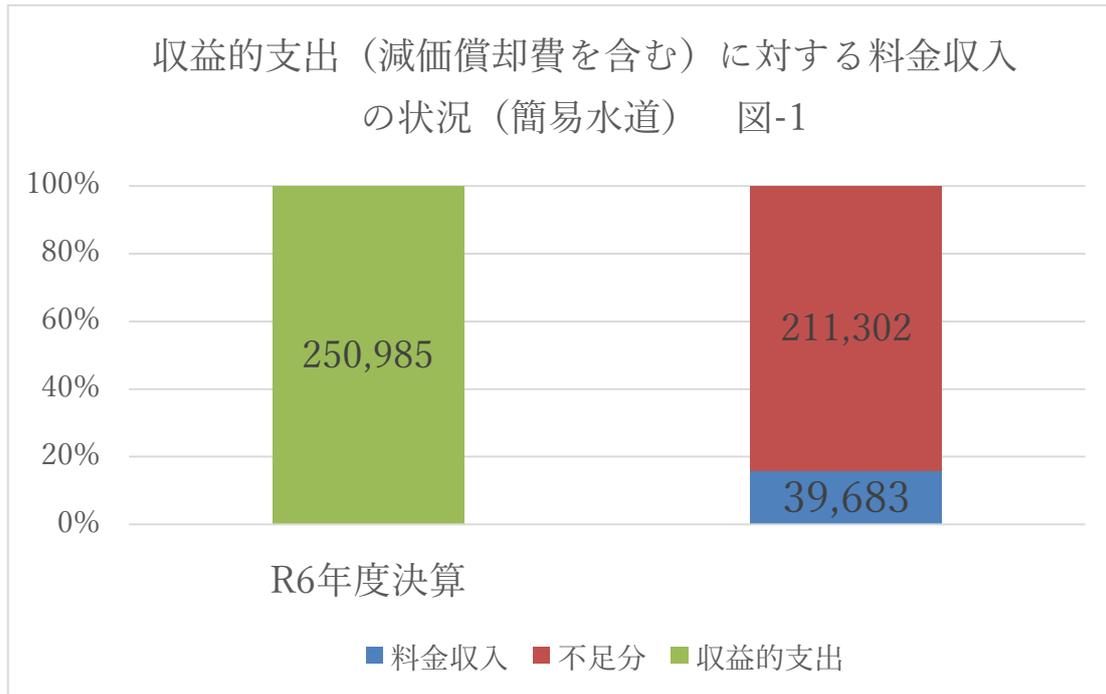
○水道料金（家事用）

	S60	H1	H9	H19	H26	R1	R3
基本料(8 m <sup>3</sup> )	1,450 円	1,490 円	1,520 円	1,670 円	1,670 円	1,670 円	1,749 円
税込							
税抜		1,450 円	1,450 円	1,590 円	1,546 円	1,518 円	1,590 円
超過料(1 m <sup>3</sup> )	200 円	205 円	210 円	230 円	230 円	230 円	240 円
税込							
税抜		200 円	200 円	219 円	213 円	209 円	219 円

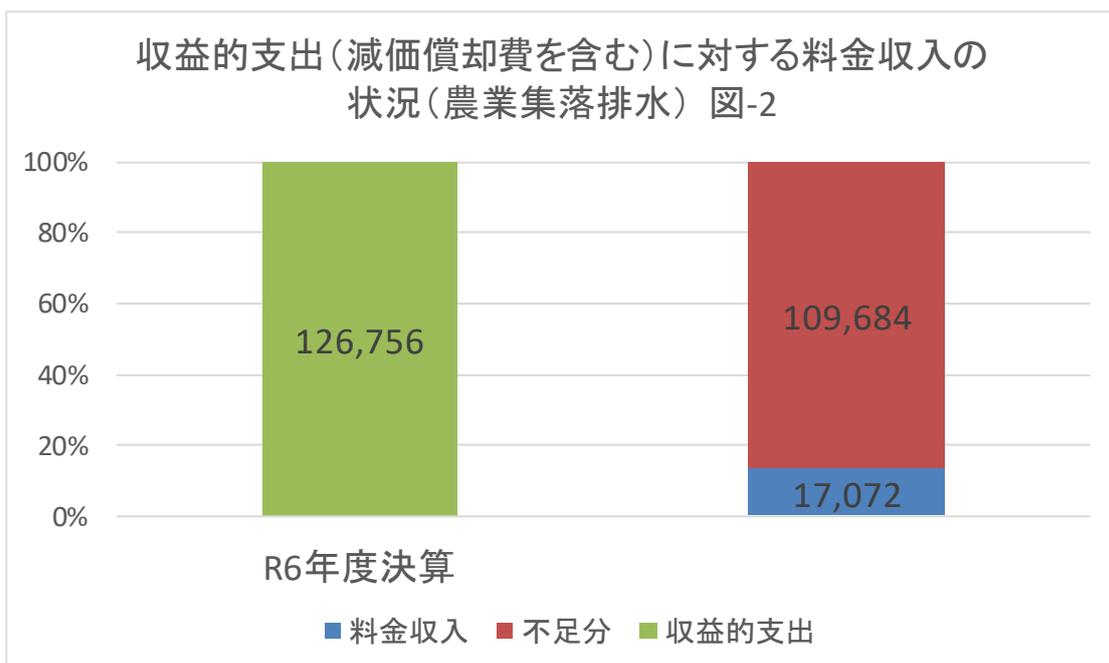
○下水道料金（一般用）

	S60	H1	H11	H19	H26	R1	R3
基本料(8 m <sup>3</sup> ) 税込	なし	なし	1,120 円	1,230 円	1,230 円	1,230 円	1,288 円
税抜			1,067 円	1,171 円	1,139 円	1,118 円	1,171 円
超過料(1 m <sup>3</sup> ) 税込	なし	なし	140 円	150 円	150 円	150 円	157 円
税抜			134 円	143 円	139 円	136 円	143 円

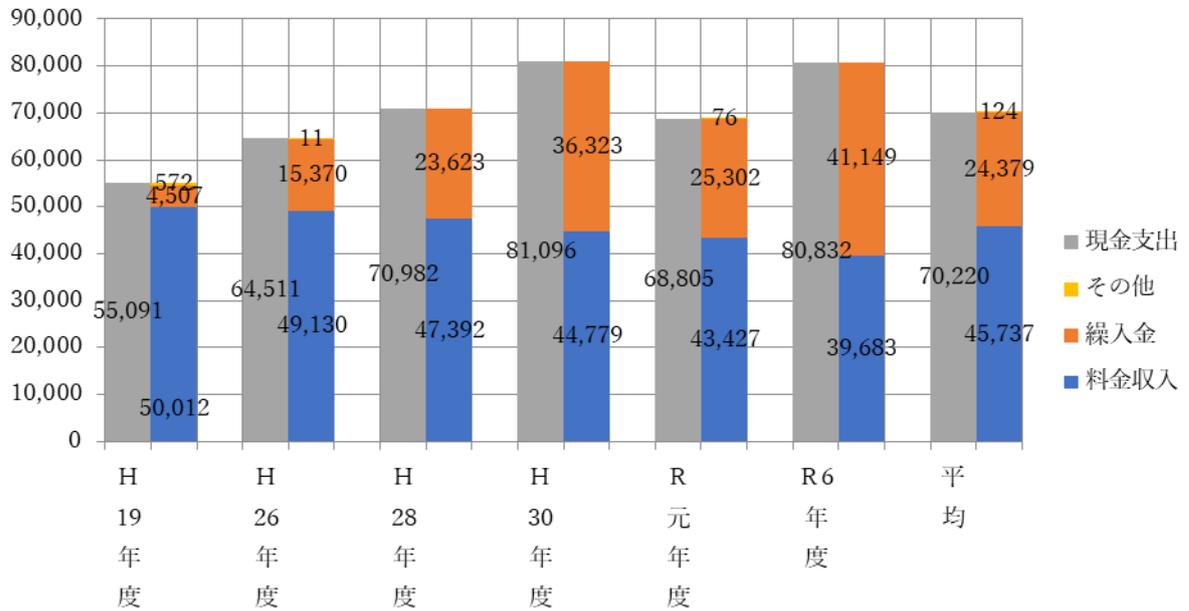
収益的支出（減価償却費を含む）に対する料金収入の状況（簡易水道） 図-1



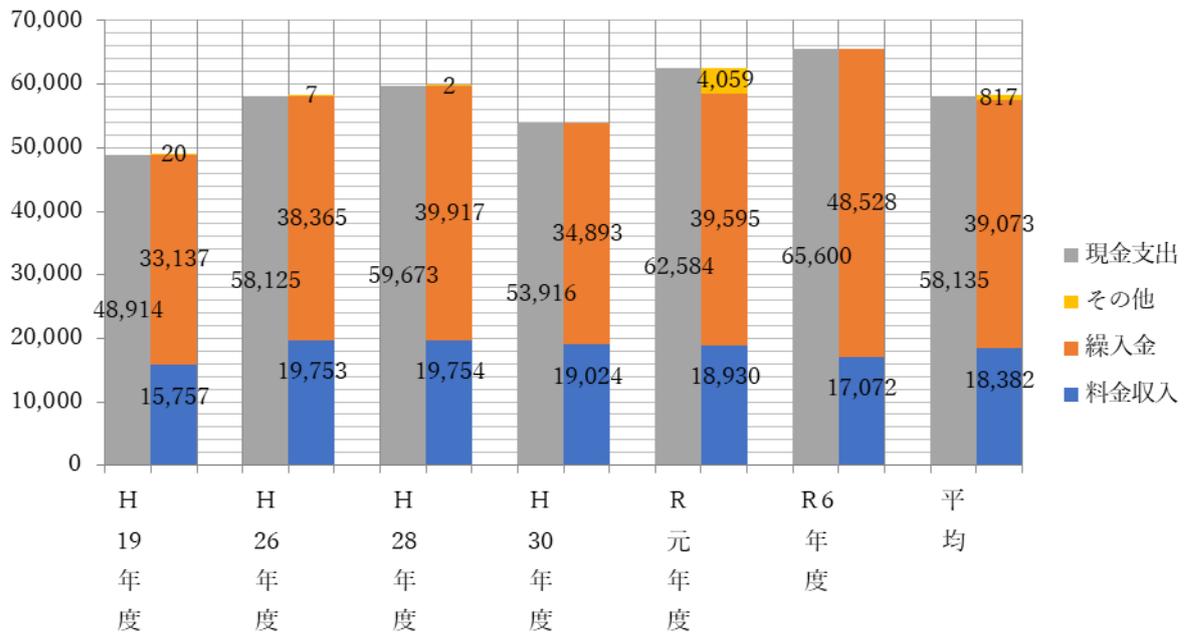
収益的支出（減価償却費を含む）に対する料金収入の状況（農業集落排水） 図-2



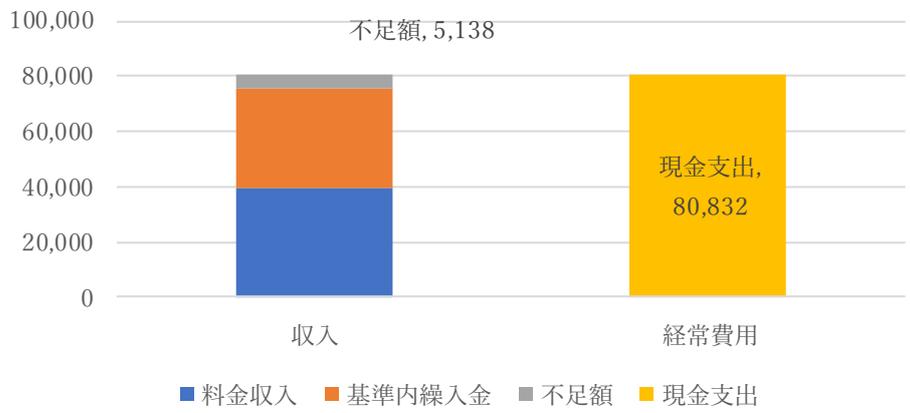
収益的支出（減価償却費を除く）に対する料金収入、繰入金の状況  
（簡易水道） 図-3



収益的支出（減価償却費を除く）に対する料金収入、繰入金の状況  
（農業集落排水） 図-4



収益的支出（減価償却費等を除く）に対する  
料金収入の状況（簡易水道） 図-5



収益的支出（減価償却費等を含む）に対する  
料金収入の状況（農業集落排水） 図-6

